

旧基本計画と現行基本計画の比較

平成28年10月27日

1. 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

旧基本計画（平成19年閣議決定）

1. はじめに

観光立国の実現は、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）に定められているとおり、地域経済の活性化、雇用の機会の増大、国民の健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造、国際相互理解の増進等の意義を有するものである。

同法第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ここに観光立国推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとする。

現行基本計画（平成24年閣議決定）

1. はじめに

未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、被災した観光地域に壊滅的な打撃を与え、さらに、国民の自粛ムードや訪日旅行への不安により国内外の旅行者が減少し、全国の観光分野に深刻な影響を及ぼした。一方で、復興を支援するために国内外から寄せられた支援の輪は、多くの観光交流を生み出すきっかけにもなった。

これまでも、観光には、経済活性化の起爆剤として大きな期待が寄せられており、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）は、長らく経済が低迷し地域が疲弊する中、人口減少・少子高齢化の閉塞状況を打ち破り、急速に経済成長するアジアの観光需要を取り込んで元気な日本を復活させるため、7つの戦略分野の一つとして、観光立国の実現を掲げた。さらに震災を経て、地域経済の復興に貢献する役割も、期待されるようになった。「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）は、国内外の旅行需要の回復・喚起と東北ならではの観光スタイルを構築することを示し、「日本再生の基本戦略」（平成23年12月24日閣議決定）は、国の光を示す“観光”の振興が日本再生に不可欠であることを示した。

一方で、国内では、旅行に出かけない風潮が一部に見られる。特に、全く旅に出ない若者の割合が大きくなっていることが深刻であり、これが定着し、長期的に国民全体の旅行行動が鈍ることも、危惧されている。このような中、震災で節電が求められ、休暇取得に変化が生じたことは、日本人に新たなライフスタイルのあり方を問いかけている。

こうした観光をめぐる近年の情勢の変化を踏まえ、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）第10条の規定に基づき、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民経済の発展、国民生活の安定向上、及び国際相互理解の増進を図るため、ここに新たな観光立国推進基本計画（以下「基本計画」という。）を定めることとする。

1. 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

旧基本計画（平成19年閣議決定）

2. 基本的な方針

この基本計画においては、観光立国推進基本法の規定にしたがい、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、観光旅行の促進のための環境の整備について、具体的な目標を掲げるとともに、政府が講ずべき施策等について定めている。

これらの施策については、特に以下の方針に基づいて推進することとする。

現行基本計画（平成24年閣議決定）

2. 基本的な方針

この基本計画においては、特に以下の方針に基づいて、政府を挙げて観光立国の実現に向けた施策を推進することとする。

(1) 震災からの復興—観光が、復興を支え、日本を元気づける—

観光は、農林水産業とともに被災地を支える基幹の産業であり、地域の復興を先導し、さらに、被災から復興した地域を支えることができる。このため、政府、自治体、住民が一体となり、地域づくりに当たって、長年育まれてきた自然や文化をかけがえのないものとして守っていくとともに、伝統や環境に根付いた地域の生活の中に、観光交流を生み出す仕組みを一から組み込む。また、国内外からの支援の中で生まれた人の絆を大切にし、末長い観光交流が続くように育む。

一方で、震災・福島原子力発電所の事故で失われた日本ブランドの信頼の回復・強化に向けて、観光が広告塔として大きな役割を果たしていく。このため、政府を挙げて、正確で消費者の目線に立った情報の発信に努め、風評被害の発生や拡大を防ぎ、かつ、外国人旅行者にありのままの日本を見ってもらうことで、地道に日本ブランドの信頼を再構築する。特に、福島県をはじめとする被災地の風評被害等の対策には長期的に取り組む。なお、台風等の大規模災害により被災した観光地域の復興にも積極的に取り組む。

さらに、今まで意識されなかった観光活動の意義を普及することで、震災後の日本人の生活を豊かにしていく。このため、ボランティア、地域交流など社会的な目的を有する観光活動、節電にも貢献する長期滞在型の観光活動を育み、被災地の復興を支援するとともに、日本全体を元気づける。

1. 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

旧基本計画(平成19年閣議決定)

2. 基本的な方針(続き)

第一に、観光が有する意義を最大のものとするため、国民の国内旅行及び外国人の訪日旅行を拡大させるとともに、国際相互理解の増進や諸外国の期待に応えるため、国民の海外旅行を発展させていく。

国民の観光旅行の促進は、国民が健康的でゆとりのある生活を実現する上で必要不可欠なものである。また、世界に例を見ない水準の少子高齢社会において活力に満ちた地域社会を実現していくためには、日本人・外国人を問わず、我が国において観光による交流人口を拡大していくことが極めて重要である。

第二に、将来にわたる豊かな国民生活の実現のため、観光の持続的な発展を推進していく。

観光立国の実現に向け、観光の発展を一過性の現象にとどめないためには、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重すること、地域固有の観光資源を保全、育成しつつ、適切に活用していくこと、観光地における環境保全に十分配慮することが極めて重要である。

第三に、観光の発展を通じ、地域住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会を実現していく。

観光産業は多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成され、多様な就業の機会を提供するものであり、観光の発展は地域固有の伝統、文化、歴史などの魅力を輝かせるものであることから、それらの優れた特質を地域社会の発展のために最大限生かしていくことが重要である。

現行基本計画(平成24年閣議決定)

2. 基本的な方針(続き)

(2) 国民経済の発展 —観光が、日本経済と地域を再生する—

この先、人口が減り、少子高齢化が進む中、我が国が目指すべきは交流人口の拡大である。観光は、交流人口の拡大に大きく貢献するため、観光関連産業を我が国の成長産業と位置づけ、発展させていく。観光は、産業の裾野が極めて広く、総合的戦略産業と言い得るものであり、そのポテンシャルは限りなく大きい。国内外の多くの人々に対して日本の観光を促進し、新たな消費や雇用を生み、投資を呼び込み、日本経済を力強く引っ張っていく。

また、地域でも、一丸となって個性にあふれる観光地域を作り上げ、その魅力を地域自らが積極的に売り込んでいくことで、広く観光客を呼び込み、地域の経済を潤し、ひいては、住民にとって誇りと愛着の持てる、活力にあふれた地域社会を築いていく。

一方で、目を海外に転じれば、急速に拡大するアジアの観光マーケットを取り込むため、各国で激しい誘致競争が繰り広げられており、国内外の人々から我が国の観光地域が選好されるよう、国際競争力を高めていく。

このため、国内外の旅行者の嗜好をしっかりと捉え、観光地域が伝統と環境に根ざして発展し続けるよう、その質と集客力を高めるとともに、埋もれた旅行ニーズを掘り起こす。また、我が国の魅力を広く世界に発信するとともに、外国人が旅をしやすい環境を整える。国や地方自治体、企業、住民、NPO等、観光の立役者が一丸となり、役割分担をしっかりと果たすことで、観光が、21世紀の日本経済と地域を再生する。

1. 観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針

旧基本計画（平成19年閣議決定）

2. 基本的な方針（続き）

第四に、観光の発展を通じ、国際社会における名誉ある地位の確立を図るため、平和国家日本のソフトパワーの強化に貢献していく。

21世紀の地球的規模での大交流時代の到来や文化交流の高まりに対応するためには、文化力、知力や情報力に根ざしたソフトパワーを高めることが不可欠であり、観光の発展を通じて、内外の人々や企業等を惹きつける磁力を強化していくことが重要である。

3. 計画期間

この基本計画は、より長期的な展望を視野に入れつつ、今後5年を対象として策定する。

現行基本計画（平成24年閣議決定）

2. 基本的な方針（続き）

(3) 国際相互理解の増進 —観光が、世界を惹きつける—

我が国が、国際平和の中で先人が築いた現在の地位を高め、将来にわたってその責務を果たすため、観光により世界の人々と絆を深め、草の根から外交や安全保障を支えるだけでなく、優れた我が国のコンテンツを世界に広め、さらに、決断力や適応力が高く、国際感覚に優れた人材を育てていく。

このため、特に若い世代をはじめ、双方向で国際交流を進め、日本人の世界に通用する素養を育み、また、外国の人々の我が国への理解を深めるとともに、旅する外国人を「おもてなしの心」で快く迎える大切さを普及する。そして、優れた歴史・産業・文化で培った英知に根ざした我が国のソフトパワーで、諸外国の人々や企業を惹きつける。

(4) 国民生活の安定向上 —観光が、人生を楽しく豊かにする—

内向きと言われる日本社会を変えるため、旅のもたらす感動と満足感で、誰もが楽しく人生を生き抜く活力を生み出す。また、観光により学習・社会貢献・地域交流の機会を得て、家族の絆を育むことで、観光によりワーク・ライフ・バランスを充実させ、現代人が心豊かに過ごすスパイスを与えていく。

このため、新たなスタイルの旅を開拓し、より観光を魅力的にするとともに、特に若者や高齢者を中心に、観光に関心を持ち、実際に旅に出られるよう、環境を整える。そして、国民みんなで観光に参加し、旅行者と心を通わせて観光の魅力を形づくり、観光とともに将来を歩む。

3. 計画期間

この基本計画の期間は、より長期的な展望を視野に入れつつ、平成24年度から平成28年度までとする。

2. 観光立国の実現に関する目標

旧基本計画(平成19年6月)	
観光立国の実現のための基本的な目標	【平成22年まで】
訪日外国人旅行者数	1,000万人
国際会議の開催件数	5割以上増(252件以上)、アジア最大の開催国
国内宿泊観光旅行の年間平均宿泊数	4泊
日本人の海外旅行者数	2,000万人
国内における旅行消費額	30兆円

現行基本計画(平成24年3月)	
観光立国の推進に関する目標*1	【平成28年まで】
2. 訪日外国人旅行者数	1,800万人 (平成32年初めまでに2,500万人)
(訪日外国人のゴールデンルート以外の地域*2における延べ宿泊者数)	2,400万人
(訪日外国人旅行者に占めるリピーター数)	1,000万人程度
4. 国際会議の開催件数	5割以上増(1,111件以上)、アジア最大の開催国
(国際会議、展示会、研修等参加の訪日外国人参加者数)	170万人
6. 国内宿泊観光旅行の年間平均宿泊数	2.5泊
(年間に国内宿泊観光旅行を全く行わない国民の割合(特に若年層における割合))	40%程度 (若年層:40%程度)
(日本人の若年層の国内宿泊観光旅行による1人当たりの年間平均宿泊数)	3泊
(三大都市圏以外の地方を主目的とする国内旅行消費額(旅行中支出のみ))	12兆円
5. 日本人の海外旅行者数	2,000万人
(日本人若年層(20-29歳)の海外旅行者数)	300万人
1. 国内における旅行消費額	30兆円
(国内宿泊旅行消費額)	18兆円
(国内日帰り旅行消費額)	6.5兆円
(訪日外国人旅行消費額)	3兆円
3. 訪日外国人の満足度	大変満足45%程度、必ず再訪したい60%程度
7. 国内観光地域の旅行者満足度	大変満足・必ず再訪したいをいずれも25%程度

*1: ()は参考指標。

*2:「ゴールデンルート以外の地域」は東京、千葉、大阪、京都以外の地域を指す。

3. 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

旧基本計画(平成19年閣議決定)

現行基本計画(平成24年閣議決定)

1. 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

- ① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保
- ② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備

(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成

- ① 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発
- ② 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発
- ③ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発
- ④ 良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発
- ⑤ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発

(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

- ① 国際交通機関の整備
- ② 国際交通機関に関連する施設の整備
- ③ 国内の幹線交通に係る施設の整備
- ④ 国内の地域交通に係る施設の整備

1. 基本的考え方

2. 観光庁が主導的な役割を果たすべき主な施策

3. 政府全体により講ずべき施策

3-1 基本的考え方

3-2 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

(一) 国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成

- ① 地方公共団体と観光事業者その他の関係者との連携による観光地域の特性を生かした良質なサービスの提供の確保
- ② 宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備

(二) 観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地域の形成

① ニューツーリズムを核に据えた持続可能な観光地域の形成

- ② 文化財に関する観光資源の保護、育成及び開発
- ③ 歴史的風土に関する観光資源の保護、育成及び開発
- ④ 優れた自然の風景地に関する観光資源の保護、育成及び開発
- ⑤ 良好な景観に関する観光資源の保護、育成及び開発
- ⑥ 温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発

(三) 観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備

- ① 国際交通機関の整備
- ② 国際交通機関に関連する施設の整備
- ③ 国内の幹線交通に係る施設の整備
- ④ 国内の地域交通に係る施設の整備

3. 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

旧基本計画(平成19年閣議決定)

現行基本計画(平成24年閣議決定)

2. 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

3-3 観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(一)観光産業の国際競争力の強化

(一)観光産業の国際競争力の強化

(二)観光の振興に寄与する人材の育成

(二)観光の振興に寄与する人材の育成

① 観光地及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実

① 観光地域及び観光産業の国際競争力の強化に資する高等教育の充実

② 観光事業に従事する者の知識及び能力の向上

② 観光事業に従事する者の知識及び能力の向上

③ 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進

③ 地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進

3. 国際観光の振興

3-4 国際観光の振興

(一)外国人観光旅客の来訪の促進

(一)外国人観光旅客の来訪の促進

① 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信

① 我が国の観光魅力の重点的かつ効果的な発信

② 国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供

② 国内における交通、宿泊その他の観光旅行に要する費用に関する情報の提供

③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進

③ 国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致の促進

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れ体制の確保等

④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善、通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れ体制の確保等

(二)国際相互交流の促進

(二)国際相互交流の促進

① 外国政府との協力の推進

① 外国政府との協力の推進

② 我が国と外国との間における地域間交流の促進

② 我が国と外国との間における地域間交流の促進

③ 青少年による国際交流の促進

③ 青少年による国際交流の促進

3. 観光立国の実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

旧基本計画(平成19年閣議決定)

4. 観光旅行の促進のための環境の整備
(一) 観光旅行の容易化及び円滑化
① 休暇の取得の促進
② 観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和
③ 観光に係る消費者の利益の擁護
④ 観光の意義に対する国民の理解の増進
(二) 観光旅行者に対する接遇の向上
① 接遇に関する教育の機会の提供
② 旅行に関連する施設の整備
③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発
(三) 観光旅行者の利便の増進
① 高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備及びこれらの利便性の向上
② 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供
(四) 観光旅行の安全の確保
① 国内外の観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供
② 観光旅行における事故の発生の防止
(五) 新たな観光旅行の分野の開拓
① ニューツーリズムの創出・流通
② 各ニューツーリズムの推進
(六) 観光地における環境及び良好な景観の保全
① 観光地における環境の保全
② 観光地における良好な景観の保全
(七) 観光に関する統計の整備

現行基本計画(平成24年閣議決定)

3-5 観光旅行の促進のための環境の整備
(一) 観光旅行の容易化及び円滑化
① 休暇の取得の促進及び観光旅行の需要の特定の時季への集中の緩和
② 旅行業務に関する取引の公正の維持等
③ 観光の意義に対する国民の理解の増進
④ 旅行のサービス内容に応じた価格設定
(二) 観光旅行者に対する接遇の向上
① 接遇に関する教育の機会の提供
② 旅行に関連する施設の整備
③ 我が国の伝統ある優れた食文化その他の生活文化、産業等の紹介の強化、我が国又は地域の特色を生かした魅力ある商品の開発
(三) 観光旅行者の利便の増進
① 高齢者、障害者、外国人その他の観光旅行者が円滑に旅行できる環境整備
② 情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供
(四) 観光旅行の安全の確保
① 国内外の観光地域における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供
② 観光旅行における事故の発生の防止
(五) 新たな観光旅行の分野の開拓
① ニューツーリズムの創出・流通
② 各ニューツーリズムの推進
③ その他の新たな観光需要の開拓
(六) 観光地域における環境及び良好な景観の保全
① 観光地域における環境の保全
② 観光地域における良好な景観の保全
(七) 観光に関する統計の整備

4. 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

旧基本計画（平成19年閣議決定）

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化

観光立国の実現のため、

国は、必要な施策を総合的に策定・実施し、全体的な立場から地方公共団体や民間の取組を支援するトータルコーディネーター役を担うとともに、「日本ブランド」として我が国の魅力を発信して、外国人を我が国に惹きつけることとする。

現行基本計画（平成24年閣議決定）

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化

観光立国の実現のため、

国は、観光が我が国の経済成長を牽引し、地域経済に活力を与えるという成長戦略の柱としての役割を果たすよう、地方公共団体、観光・交通関係団体・事業者、経済界、マスコミ等幅広い関係者と連携し、オールジャパンの取組で観光立国を実現するべくリーダーシップを発揮するものとする。

具体的には、観光立国推進本部の下、関係省庁が連携して、戦略的に必要な施策を策定し、スピード感を持って実施されるよう工程管理を行う。この際、観光庁が主導的な役割を果たすものとする。

また、観光は、地方公共団体や民間が中心的な役割を果たすことが基本であるが、国は、今後の発展が見込める成長の芽を戦略的に取り込む分野について、先導的な役割を果たすとともに、シンクタンク的な役割を果たすべく、統計の整備・利活用の推進、諸外国の動向把握、国内外の先進事例の収集を行い、幅広い知見に基づき、地方運輸局をはじめとする関係する国の地方支分部局から地域の行政・民間事業者の取組に対して助言を行う。地方公共団体や民間の先進的な取組については、これを支援し、ひいては国全体のレベルが向上することを狙う。

4. 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

旧基本計画(平成19年閣議決定)

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化(続き)

地方公共団体は、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の特性を生かした施策を策定・実施し、魅力ある観光地の形成を進める観光協会、NPOなど民間の活動を支援するとともに、これと一体となって観光旅行者を歓迎するまちづくりを推進するほか、その魅力を国内外に発信し、訪日外国人や国民の観光旅行を促進することとする。また、施策の効果的な実施を図るため、全国の又は一部の地方公共団体が共同で実施している広域的な連携協力や地域間の連携協力を引き続き推進することとする。

住民は、観光立国に対する理解を深めるとともに、「もてなしの心」を持って、国内外から来訪する観光旅行者を迎え、ホスピタリティーあふれる魅力ある観光地の形成に努力することとする。

観光事業者は、観光旅行者に地域と一体となった良質なサービスを提供し、人々を観光旅行に誘い、その満足度を高めることとする。また、持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、魅力ある観光地の形成に貢献するよう努力することとする。

現行基本計画(平成24年閣議決定)

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化(続き)

地方公共団体は、国内外の多様なニーズに応えることができる豊富な観光資源を有していることを再認識し、国内外からの観光旅行者を歓迎するまちづくりに努める。また、地域内の多様な関係者(観光産業、農林水産業、商工業、行政、NPO等)と連携しながら、ネットワーク作りの先頭に立ち、他地域の先進的事例を参考としつつ、地域の特性に合った手法を創り出し、さらに、施策の効果的な実施を図るため、広域的な連携協力や地域間の連携協力を一層推進するよう努める。

住民は、観光立国の実現が、観光交流の拡大により精神活動を含めて生活の質の充実に貢献すること、我が国の歴史的・文化的価値を再認識するプロセスであり、日本の魅力の再活性化にもつながることを認識し、国内外の観光旅行者を「おもてなしの心」をもって迎えるよう努める。

観光・交通関係事業者は、観光の魅力が相対的に低下している中、魅力ある商品の提供やサービスの質の向上を図ることにより、観光旅行者の関心呼び込む。また、多様な関係者と連携しながら、観光地域づくりに参画し、客観的なデータに基づくマネジメントを行うことにより、観光地域づくりの自律的な進展を促しつつ地域の雇用・経済を支えていく。そして、持続的な観光の発展のため、住民の福祉に配慮しつつ、満足度の高い魅力ある観光地域の形成に努める。

4. 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

旧基本計画（平成19年閣議決定）

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化（続き）

そして観光旅行者は、訪れる国又は地域の固有の文化・歴史等に対する理解を深めるよう努めることとし、それらを尊重することとする。また、持続的な観光の発展のため、観光資源・観光施設等や観光地の魅力を損ねることなく子々孫々まで永く保つよう努めることとし、いやしくも落書きやゴミの放置をせず、多くの人々が共に観光旅行を楽しめるよう努めることとする。

また、観光振興によるまちづくりを進めるためには、地域を挙げた取組が必要不可欠であり、その担い手である地方公共団体、住民、観光事業者、観光協会、NPO等は相互に密接に連携・協力することとする。

2. 政府が一体となった施策の推進

「1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化」において述べたように、観光立国の実現のためには、幅広い分野にわたる取組が必要であることから、「観光立国関係閣僚会議」や「観光対策関係省庁連絡会議」の場を活用するなど関係省庁や独立行政法人国際観光振興機構等の政府関係機関は緊密な連携・協働を図り、この基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。

また、観光立国推進基本法制定時の国会における決議及び附帯決議と、政府を挙げた行政改革の取組の趣旨を踏まえつつ、観光立国推進施策の推進体制の強化について検討することとする

現行基本計画（平成24年閣議決定）

1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化（続き）

観光旅行者は、観光が復興にひかりを与え、将来の日本の成長を牽引する大きな柱になることを理解し、国民全体で観光に参加することで日本を元気にするという前向きな気持ちで観光旅行をとらえるとともに、訪れる国又は地域の固有の文化・歴史等に対する理解を深め、観光資源、観光地域等の魅力を損ねることないよう保ち、多くの人々が観光旅行を楽しめるよう努める。

2. 政府が一体となった施策の推進

「1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化」において述べたように、観光立国の実現のためには、幅広い分野にわたる取組が必要である。

このため、「観光立国推進本部」の場を活用するほか、関係省庁、日本政府観光局等の政府関係機関は緊密な連携・協働を図り、さらに、地方公共団体、(社)日本観光振興協会等の観光・交通関係団体、観光・交通関係事業者、経済界、マスコミ等とも一体となって、この基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進する。

4. 観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

旧基本計画（平成19年閣議決定）

3. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

この基本計画に基づく目標の達成状況及び施策の推進状況については、毎年度その点検を行う。

この基本計画は、観光立国推進基本法において示された基本理念と施策の方向性にしたがい、今後5年程度を見通して策定したものであるが、我が国内外の社会経済情勢は刻一刻と変化しており、今後、観光をめぐる諸情勢も大きく変わることが十分考えられる。このため、本基本計画についても、必要に応じ有識者の助言を受けつつ、目標の達成状況、施策の効果に関する評価の結果、観光をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね3年後を目途に見直しを行うものとする。

4. 地域単位の計画の策定

観光立国の実現のためには、我が国国内のそれぞれの地域において、多様な関係者が議論を積み重ね、総合的かつ計画的な取組を進めていくことが重要である。

このため、この基本計画を踏まえ、各地域においても観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画を策定することが望まれる。

この地域単位の計画については、関係する国の地方支分部局は積極的に支援・協力を行うものとする。

現行基本計画（平成24年閣議決定）

3. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

この基本計画は、観光立国推進基本法において示された基本理念と施策の方向性にしたがい、今後5年程度を見通して策定したものであるが、我が国内外の社会経済情勢は刻一刻と変化しており、今後、観光をめぐる諸情勢も大きく変わることが十分考えられる。

このため、この基本計画についても、必要に応じ有識者の助言を受けつつ、毎年度当初に、目標の達成状況、施策の推進状況に関する点検を行うとともに、施策の効果に関する評価を行う。観光庁は、関係省庁に対し、当該点検・評価の結果について翌年の施策に反映させるよう、働きかけを行う。また、震災からの復興状況や景気の動向を含めた観光をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね3年後を目途にこの基本計画の見直しを行うものとする。

4. 地域単位の計画の策定

各地域において、観光振興についての基本的な方針や目標等を定めた、行政区域を越えた広域的なものを含む様々なレベルの地域単位の計画が策定されている。観光立国の実現のためには、本基本計画や観光をめぐる情勢の変化等を踏まえ、必要な計画の策定や見直しを行うことが望まれる。

この地域単位の計画については、地方運輸局をはじめとする関係する国の地方支分部局は積極的に支援・協力を行うものとする。